

る。

③ 歴史の事実を明らかにする貴重な史・資料等を広範囲に収集して、その滅失を防止し、郷土の研究及び学術文化の振興に資する。

④ 市民の生活文化にかかわる事項にも留意するなど、特色あるものとする。

①は、市域だけでなく、周辺地域も視野に入れることである。今回の市史の基本方針では、新たな視点として、都城の歴史を学問的に明らかにすること、史料を積極的に収集・保存すること、そして「郷土の研究・学術文化の振興に資する」ことにみられるように、史料を広く公開することがあげられているのが特筆されよう。すなわち、市史編さん事業が単に本を刊行するだけでなく、史料の保存・活用も担っていることを明確にしたという点で、大きな前進であったといえるのである。

こうした基本方針のもと、「市史編さん基本計画」が策定され、「市史」の刊行計画は、十か年で「別編」一巻、「通史編」四巻、「史・資料編」二巻の全七巻、「別編」・「通史編」・「史・資料編」の順で刊行する計画で、平成四年度から本格的に事業がスタートした。

「市史編さん基本大綱」のもと、市史編さんの基礎作業として、はじめに史料の調査・収集を精力的に実施し、多数の都市関連史料を市内外から収集してきた。その結果、当初の予想を遥かに上回る多くの新史料・重要史料が発見されたのである。また、都城島津家には膨大な数の史料が伝存されていることがすでに知られており、この史料群を都市史編さん事業ではどのように扱っていくのが課題であった。さらに、都城島津家所蔵の「庄内地理志」の取り扱いも大きな課題となっていた。「庄内地理志」は過去刊行された「市史」でも基礎となった史料である。しかし、その大部さと記事の一部に被差別部落関係の内容があることから、その取り扱い

課題として残されたままだった。また、これに関連して、当初から編さん委員会では、「市史」の刊行計画について、「史料編」の充実と、「通史編」より「史料編」の刊行を先行すべきではないかという意見が多く、委員から寄せられていた。それは基本方針に「歴史的経緯を正確に把握」することと、「格調高い内容を保つ」ことが掲げられていることから、通史を執筆するにあたっては、綿密な

表1：『都城市史』刊行一覧

編別	書名	内 容	刊行年度
	民俗・文化財	都城市の民俗と文化財の紹介	平成7年
史料編・資料編	古代・中世	7世紀中頃～天正15年5月の都城地域に関する史料を収録、読み下しと解説付き	平成12年
	近世1	『庄内地理志』巻1～27	平成12年
	近世2	『庄内地理志』巻28～56	平成13年
	近世3	『庄内地理志』巻57～85	平成14年
	近世4	『庄内地理志』巻86～112、拾遺	平成15年
	近世5	近世1～4の正誤表、人名・地名・事項索引	平成17年
	近現代1	明治4～6年 都城県庁文書	平成11年
	近現代2	明治4～7年 都城県庁文書～都城支庁時代文書	平成12年
	近現代3	明治21～33年の新聞記事を「宮崎新報」から収録	平成13年
	近現代4	明治33～37年の新聞記事を「宮崎新報」から収録	平成14年
	近現代5	明治38～40年の新聞記事を「日州」から収録	平成15年
	近現代6	明治41～45年7月明治天皇崩御までの新聞記事を「日州」（「日州新聞」）から収録	平成16年
	考古資料	都城市内の遺跡について、写真や図版で解説	平成17年
通史編	自然・原始・古代	歴史の舞台である都城の自然と原始・古代	平成8年
	中世・近世	源頼朝の島津荘下司職補任から大政奉還まで	平成16年
	近現代	戊辰戦争からウエルネス運動の展開まで	平成17年

史料の分析が不可欠だという事情からであった。こうしたことから「市史」の刊行計画の見直しは避けられない状況となっていたのである。以上のような状況を受けて、平成八年五月二十二日に開催された市史編さん委員会では、史料編の増刊と「庄内地理志」の刊行が提案された。その結果、市史編さん室では基本計画の見直し作業に取り掛かり、平成九年六月に「都城市史基本計画の見直しについて」とい

う提言書を作成、それに基づいて、新たな刊行計画を策定した。そして、市の事業査定において了承を得た上で、新たな計画を同年十一月六日の市史編さん委員会にて提案し、事業期間の五年延長、史料編の先行刊行、『市史』の刊行巻数を『別編』一卷、『史料編』十一巻、『通史編』三巻の全十五巻に増刊する、という基本計画の改定が決定されたのである。なお、『史料編』は平成十四年三月、近現代の明治期の新聞を活字化・刊行することに伴い、さらに二巻増刊している(表1参照)。

ところで、基本計画の見直しに伴い作成した提言書『都城市史基本計画の見直しについて』の論点となる部分を抄出すると次のようである。

『市史』で刊行する『通史編』や『史料編』に活用される史料は収集した史料の一部に過ぎない。特に『通史編』では執筆者の判断で活用されたものであり、それは主観的であることを逃れ得ないだろう。つまり他の人から見れば、別の史料が重要であることも当然出てくるわけである。また、史料は都城で生きる人々にとって、その活動の記録であり、自己確認・自己評価の資であると同時に、政治・文化・社会の歴史を紐解く文化遺産である。このような多様な意味を持った史料の収集・保存・公開は、市史編さん事業における任務であるといえよう。

すなわち、基本計画の見直しは、収集した史料の公開や保存の観点から行われていることが窺えるのである。このように今回の市史編さん事業は、常に史料の収集・保存と公開を意識するのであった。したがって、史料編の刊行も史料整備、史料公開のためのひとつの手段として位置づけたのである。

当初、史料の調査・収集にあたって「都城には余り史料は残っていない」という風評があったが、まず、史料所在調査として宮崎県史編さん室・都城市所蔵史料(文化課・図書館)の確認を行った。次に史料保存機関の調査として、東京大学史料編纂所や鹿児島県歴

史資料センター黎明館、鹿児島県立図書館、宮崎県総合博物館、宮崎県立図書館などの調査を行い、さらに都城市と周辺地域の民間史料調査を行った。このような準備を経て、平成三年度に開始された市史編さん事業は、平成十八年六月に一応完結したのである。その成果は、『都城市史』全十七巻の刊行のほかに、次のような成果があった。

- ① マイクロフィルム撮影コマ数 約二八万コマ
- ② 史料複製本冊数 一〇八七冊
- ③ 史料ファイル数 七七三冊
- ④ 史料写真ファイル数 六二冊
- ⑤ 原史料 種子田家文書 島津家文書 合わせて約一万点余り
- ⑥ 関連図書 一六四〇冊
- ⑦ 重永文庫(専門委員重永卓爾氏所蔵の専門図書) 二六四二点

このように、多くの史料の所在が確認でき、それを収集できたことは新たな成果として特筆されよう。このほかにも、今回の市史編さん事業においては、事業の成果を報告する機会として、『市史編さんだより 都城地域史研究』を平成六年度から毎年刊行し、歴史講座・シンポジウムも開催した。これらはいずれも好評で、市民が郷土の歴史に関心を持つきっかけになったものと思う。こうした結果、市史編さん事業には次のような意義があったといえよう。

- ① 膨大な数の史料の収集が進み、地域の歴史に関わる学術的研究が進展。
- ② 市史刊行は広く報道され、国外からも問合せがあり、都城地域の情報発信に貢献。
- ③ 南九州地域の自治体史編纂や、地域史研究に不可欠な根本史料として、広く活用。
- ④ 自治体による優れた文化事業のモデル的ケースとしての評

価。

⑤ 刊行史料は、全国的に価値の高いものとして、学界からも高い評価。

⑥ 各課や市民等からの歴史的事象に関する問合せに対応。

⑦ 新たな歴史認識の醸成。

⑧ 行政文書の歴史資料としての価値の確認。

こうした活動の中から、今回の市史編さん事業の最大の成果とも言うべき、都城島津家史料の寄贈が行われることになったのである。次に、都城島津家史料が都城市に寄贈になるまでの経過についてみていくことにしたい。

(2) 都城島津家史料の寄贈

今回の市史編さん事業で最大の成果は、都城島津家史料が市に寄贈されたことであるといっても過言ではないだろう。都城島津家は中世から廃藩置県まで一貫して都城地域の領主として存在し、それに関わる多くの文化遺産を継承してきた。その史料群は、約一万点といわれ、古文書・古記録類、絵図や武具・甲冑類、屏風、さらには銃砲・鎧、歴代領主の肖像画を含んだ掛軸等が現在に伝えられている。まだ具体的な数量並びに史料の内容については明らかにされていないが、都城島津家史料は、同家の歴史的・政治的・社会的位置とその史料の多様性から、都城市民共有の文化的財産だと位置付けられよう。

都城島津家の史料が都城市へ寄贈されるまでには、これまで述べてきたように市史編さん事業が行われたことなど、さまざまなことがきっかけになっていたといえる。

まず、再三述べているように、市史編さん事業が最も大きなきっかけであったことは間違いない。今回の市史編さん事業では、都城島津家史料にその多くを依拠している。当初は地方史料の調査を中心に編さんを進めていたが、宮崎県史編さん事業・鹿児島県史料編

さん事業・都城市立図書館の事業において都城島津家史料の活字化が進められると、さらにその重要性・必要性の認識が高まっていた。なかでも『庄内地理志』は、これまでも都城の歴史を知る上で基幹となる史料と認識されていたことから、その活用が求められ、所蔵する島津家の協力を得る必要が生じてきた。そこで、島津家の承諾を得て、原本を撮影するために度重なる調査を行った。それは、市史編さん事業基本計画の改定にあたって、史料編での『庄内地理志』全巻の翻刻刊行が決定したことも大きな契機となっていた。このように市史編さん事業において、都城島津家に多大な協力を得たことから、近世史部会では島津久厚氏へ史料提供のお礼に伺った。その中で、平成十一年五月十九日、近世史部会で学習院長室へ島津久厚氏を訪問した際に、史料の都城市への移管の意志があることを表明されたのである。

また、教育委員会では、都城歴史資料館で島津家より借用した一部史料を「島津資料室」に展示することで普及活動に務め、平成十一年度には、開館十周年記念の島津家史料特別展「都城と島津氏」を開催している。これに伴い行ったシンポジウムでの講演において、島津久厚氏が「島津家の史料は都城にあってこそ意味がある」と表明された。さらに、平成十三年五月十三日、市史編さん事業で行った『庄内地理志』発刊記念シンポジウムの時にも、島津久厚氏はその来賓挨拶の中で「島津家の史料は都城にあってこそ意味がある」と再度表明されたのである。

その後、市史編さん事業において、都城島津家史料が史料編・通史編の執筆に大いに活用されて行く中で、さらにその重要性が高まっていった。そして史料の移管に向けての協議が進む中、刀剣の盗難が発覚する。このことは史料の市への移管が加速する一因になったといえよう。以上のような状況を受けて、島津氏は史料散逸の回避と地域への貢献を希望され、史料の市への寄贈を承諾されたのである。また、この時期から、地域住民による「島津」を生かし